

平成21年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成21年3月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2276号

平成21年第3回定例会

日 時 平成21年3月10日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	半 田 吉 惠
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第6号 港区教育委員会事務局一般職員の人事異動について(秘密会)
- 2 議案第7号 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の制定について
- 3 議案第8号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況と点検及び評価について
- 4 議案第9号 港区立図書館条例施行規則の一部改正について
- 5 議案第10号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

第2 教育長報告事項

- 1 新教育センターの整備検討状況について
- 2 インフルエンザ様疾患等による臨時休業等報告について
- 3 生涯学習推進課の2月事業実績と3月事業予定について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の2月行事実績と3月行事予定について
- 6 3月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

それでは、平成21年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

まず冒頭に、きのうの朝、急遽、川畑次長から電話があって、教育長のかわりで都の表彰式に出てほしいとのことでした。東京文化財ウィークというのがあることを、たしか森課長から報告があったと思います。展示とか公開とか、文化財の企画とかで600何件、各特別区・市がいろいろな企画でこのウィークリーに参加したようです。その中で港区の妙定院さんで行われた事業が都知事賞を受賞したということで、私も行ってよかったなと思いました。妙定院さんに土蔵が二つあり、それが国の登録文化財に指定されている。その中にたくさん古い物があって、ただ、きのうはそこご住職と一緒にあったのですけれども、何百本という巻物、掛け軸があるのはわかってはいたけれども、なかなか整備するゆとりも、それからお金もない。それを区が支援して掘り起こして、そしてそれを今回展示した。その文化財を持たれているところと行政が非常にいい連携で、行った方の評価委員が、すばらしかったと言うのです。その照明の仕方とか、そういう展示の仕方が。

そういう関係プレーと展示そのものが評価され、都知事賞を受けた。

もう1件は、東京都の教育委員会賞で、これはあきる野市。

○図書・文化財課長 あきる野市ですね。

○澤委員長 その明治時代の洋風の建物そのものが文化的な価値がある。外のデザインは洋風なのだけれども中は和風で、和洋折衷の非常に特徴のある建物ということで、その所有者の方が表彰されたのですかね。

○図書・文化財課長 はい。

○澤委員長 そういったことで、600何件のうちの都知事賞は1件、これはすばらしい名誉ある賞で、うちの森課長1人が頑張ったわけじゃないのでしょうかけれども、港区としても非常にうれしいことです。また後ほど、森課長からいろいろ説明をもらいたいと思いますけれども、そんなことがございました。

それは私の方からの報告です。

(10時01分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは日程に入ります。

本日の署名委員は、南條委員、よろしくお願いいいたします。

第1 審議事項

1 議案第6号 港区教育委員会事務局一般職員の人事異動について（秘密会）

○澤委員長 まず日程の第1、審議事項ですけれども、議案第6号、港区教育委員会事務局一般職員の人事異動についてということでございます。

これは人事の案件で秘密会に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、秘密会に入ります。それで、まことに開始早々で恐縮ですけれども、傍聴の方、ご退席をよろしくお願いします。

2 議案第10号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

○澤委員長 順番としては、次の審議事項は議案7号になりますが、その上位に位置づけられます議案第10号の港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを先に審議させていただきます。

議案第10号は、港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてです。指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 それでは、お手元の議案資料ナンバー5をご覧ください。港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。

この規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第33条の規定に基づきまして、区立学校の学校運営の基本的事項を定めたものでございます。

それでは、3枚目になりますが新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は二つございます。そのうちの一つ目でございますが、第3条の2、休業日についてでございます。下の段が現行で、上の段が改正案でございます。

第3条の2、休業日につきましては、第1、第3条の2の1が夏季休業日、2が冬季休業日、3が春季休業日、そして4に開校記念日というものがございます。それから、5が都民の日条例の規定するもの、6がその他港区教育委員会が定める日という規定でございますが、この第4の開校記念日を休業日として規定してまいりましたけれども、新しい教育課程によりまして授業日数を確保したいと考えまして、その一つとしてこれを教育活動を行う日とするため、第3条の2、休業日の項目から除外することといたしました。

なお、幼稚園の方の開園記念日の扱いにつきましても、小・中学校と同様の扱いとするため、一番最後、裏面になりますけれども、準用規定としまして、第23条の規定の文言整理をしたものでございます。

二つ目の内容につきましては、会計事故未然防止のための学校徴収金に関する事務処理についてでございますが、これは庶務課の方からご提案いたします。

以上です。

○澤委員長 教育課程の改正による授業日数の増加のために、開校記念日あるいは幼稚園等は開園記念日を休みから外すということで対応するという内容の説明を指導室長からもらいましたけれども、何かご意見ございますか。

○小島委員 開校記念日を休日から授業の行う日にするることによる不都合はあるのですか、特に考えられますか。

○指導室長 特に学校の教育活動では不都合はないかと思えます。通常、開校記念日ですと、子どもたちに指導として、前の日に、あしたは学校ができた日なのでお休みなのだよという指導をし

すけれども、それが当日、授業があれば、その日に指導ができますので、特に不都合はないかと思
います。

○**教育長** つけ足しておきます。今後、ますます授業日数が必要になってくる。そういう中で、開
校記念日をそういう扱いにしたいというのが今回ですけれども、その後も都民の日、あるいは3季
休業日と言われる春、夏、冬のこの規定を変える必要も出てくることも考えられる。もう既に他の
教育委員会では夏休みを1週間ほど短くして実施しているところがあります。

その区は同じように区立学校の学校管理運営に関する規則、これを改正して、夏季休業日はいつ
からいつまでとすると、そういう改正を行ってやっているものです。

したがって、今後、港区でもさまざまなことが考えられますけれども、その場合にはこの規則を
変えていく必要があると、こういうことです。

○**澤委員長** 週休2日ということで非常に窮屈になった。その反省というか、そのため授業日数を
どうやってふやすかという、そういう流れなのかなとは思いますが。

○**小島委員** 1日何時間というのはもうふやしようがないわけですので、やむを得ないですね。

○**澤委員長** それでは、ほかにご意見がなければ採決ということでよろしゅうございますか。

○**小島委員** 学校徴収金に関する点は、この議案で説明しないのですか。

○**澤委員長** 次の第7号議案で行います。

○**小島委員** 次の7号ですか。

○**澤委員長** 7号で独立してあるので、今の案件を先に審議させていただきました。

それでは、議案第10号につきましては、原案どおり可決することよろしゅうございますか。

(異議なし)

○**澤委員長** それでは、議案第10号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしまし
た。

3 議案第7号 港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の制定について

○**澤委員長** それではもとに戻りまして、議案第7号を審議いたします。港区教育委員会学校徴収
金事務取扱規程の制定について、山本参事、よろしく申し上げます。

○**庶務課長事務取扱 参事** それでは、お手元の教育委員会議案資料ナンバー2、議案第7号、港
区教育委員会学校徴収金事務取扱規程の制定についてをご覧いただきたいと思えます。

これは学校、幼稚園で集めている私費関係についての管理に関する規程を定めるものでございま
す。ご承知のとおり平成20年度は他区におきまして、9校の同窓会の経費、生徒会の会費、行事
とか教材費の関係の会費を不正に引き出して横領したという事件がございました。こういった事件
は毎年度どこかの学校で起こっているものでございます。

今般、そういったことにかんがみまして、東京都から各区で管理規程を作成してほしいという要
請がございまして、新規に事務取扱規程を制定するものでございます。

第1条は目的ということで、学校の管理運営に関する規則第11条に規定しております経費につ
いての取り扱いの目的を定めるということを主にしております。

第2条では管理計画を策定及び執行の原則ということで、この管理計画、資金の徴収の方法とか、これは第2条2項と関連しますけれども、目的、金額につきましては、ほとんどの小・中学校では既に規定が制定をされているものでありますけれども、改めてこの規定の制定に伴いまして点検をしていただくものでございます。

第2項1号、学校で取り扱う学校徴収金の種類ということで規定がございます。PTAの会費とか給食費、それから教科教材費等が該当となるものです。

それから、裏面になります。第3条は、学校徴収金に関する事務処理ということで、校長及び港区立学校の管理運営に関する規則第5条第2項の規定に基づく事務を分掌する教職員は、適正に処理をしなければならないとなっております。

教職員という考え方は、これは校長を除く全職員で、事務、用務も含むという概念でございます。ちなみに学校職員といった言い方をした場合は、校長以下全員の形になります。教育職員といった場合につきましては、教員だけというような言葉の意味に使い分けがございます。

第5条では、会計事務の原則ということで、公費における取り扱いに準じて処理をするという規定になっています。

6条、7条につきましては、校長、園長、副校長等の職務を規定しております。

4ページになります。第8条現金及び預金の管理ということで、現金及び現金に関する通帳、小切手等に関して、必ず学校の金庫に保管する。その取り扱いにつきましては、必要最少人数のもので行うというような、手続につきましては第8条の第3号で規定をしております。

また、第10条では、校長、副校長・副園長及び担当のこれは事務職員等も含む教職員につきましては、必ず学期ごとに別記1の表を用いて自己点検を実施するという規定をしております。

別記ということで、自己点検票が最後のページにつけてございます。こちらをご覧いただきたいと思えます。各学期ごとに学校長名を押印することになっております。それぞれの点検の項目と点検の結果、それと確認すべき資料を記載しております。この票で年3回点検をします。

また、14条で事務引き継ぎという形で、異動があったときには速やかに引き継ぎをするという規定も設けてございます。これらの中身を実施するという規定を定めるものでございます。

平成21年4月1日からの施行ということでございます。

ちなみに3月13日、今週の金曜日になりますけれども、事務職員の連絡会というのがございまして、そこでこの中身について一定の説明をさせていただきます。また、事務職員を中心に夏休み期間中に研修会を設定して、それぞれの点検の方法とか、3学期が終わって1回点検をしていただくのですけれども、その結果につきまして、再度点検という形での研修会を開く予定がございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○澤委員長 学校で保護者等から徴収する金額の管理等につきまして、新たにルールを定めるということで、今、山本参事から説明をもらいましたけれど、何かございますか。

この点検表というのは教育委員会に来るのですか。点検表というのは、各学校でつくるわけですね。それは教育委員会の方に提出する義務があるとかそういうことではなくて、あくまでも学校が自主的に自己点検表をつくって、管理が適正に行われているかどうかをチェックしなさいという、

そういう趣旨ですか。

○**庶務課長事務取扱 参事** 基本的にはそのとおりの趣旨でございます。ただ、教育委員会に提出していただくのは管理計画、各学校長がどういう管理をしますかという年間を通した計画は提出していただきますけれども、点検につきましては学校の方で点検をしていただいて保管をする形になります。

ただし、それにつきましては学校の中でその金銭を扱う職員以外の職員を2名以上、監査委員という形で校長が任命をします。それが各学期、必ず2名以上の監査委員による監査を受けなければならないという規定はございます。

○**澤委員長** それでは、何か質問等ございますか。港区ではそういう事件はないですか。

○**参事** ございません。

○**南條委員** 監査員は校長が定めるのですよね、選任するのですか。教職員以外でPTAからも入るということは想定しないのですか。

○**庶務課長事務取扱 参事** 教職員以外のという形になりますので、例えば学校評議員とか、それとかを設置する学校もございます。

○**澤委員長** そうですか、わかりました。

○**小島委員** 先ほど質問した件、それは次の議案で審議するということでしたが、次の議案はこの議案第7号ですよね。この議案第7号はあくまでも徴収金事務取扱規程を認めるかどうかの議案であって、先ほどの第10号の規則の一部改正で学校徴収金に関する事務処理、これを新しく入れたわけでしょう。新しく入れたということは、この時点でこの質疑をして、この質疑をした上で、第10号を採決しないと、第11条の3の3は全然質疑もしないし、諮ってもいないでこれを認めてしまったということになってしまいます。

○**澤委員長** そうですね。山本参事、それはどうですか。要するに上位規定ということで、議案第10号で管理運営に関する規則の一部改正について、授業日数は説明をもらって、これはいいだろうということだった。そのとき、小島委員が指摘された学校の管理運営に関する規則新旧対照表の後半に、学校徴収金に関する事務処理第11条の3の3があります。さらにその管理をどうするかということが第7号なので、上位というのは、小島委員が言われたこの管理運営に関する規則の第11条の3の3が新たに制定されて、それのもとで今のルールをさらにつくると、そういう位置づけですよ。

○**庶務課長事務取扱 参事** ご指摘のとおりです。先ほど指導室長が議案10号で説明した規則の一部改正につきましては、港区立学校の管理運営に関する規則で新規の第11条の3の3という項目がございます。これは新規の項目になります。

ご審議をいただいております学校徴収金事務取扱規程第1条の2行目で、第11条の3の3の引用規定がございます。したがって、順番としては、11条の3の3を先に審議していただかないといけません。

○**澤委員長** わかりました。私が訂正させていただきますと、改めて前に戻るような形になってしまいますけれども、議案第10号の港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、先

ほどの開校記念日を休日から外すということにプラス学校徴収金に関する事務処理、その二つが同時にあったわけです。私が錯覚いたしました、それは後というような話になってしまったのですが、先ほど承認していただいたのは半分しか承認していただかなかったので、加藤指導室長、これは特に何か説明はありますか、この学校徴収金に関する事務処理については。

○指導室長 先ほど参事が申し上げたとおり、この第11条3の3の後ろ側についています校長及び第5条第2項の規定に基づき学校徴収金に関する事務を分掌する職員は、委員会とは別に定めるところによるとされています。これが先ほど参事が提案しているところでございますので、先にこの事務処理規程を管理運営規則に入れるということについてご審議いただければと思います。特に内容につきましては、積立金等の保護者の経費、それから学校給食法に関するものの負担する保護者からの経費、3番目にそれぞれ学校の取り扱う校長が指定する経費等の規定でございます。

○澤委員長 今、加藤指導室長から説明がありましたように、学校徴収金に関する事務処理について、その事務処理の中身は何なのかということで、次に掲げる経費等、1、積立金、教科教材費等教育活動を行うために保護者等が負担する経費、2、学校給食法の規定に基づき保護者等が負担する経費および、3が新たにつけ加わることとなります。何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、まことに恐縮ですけれども、議案第10号につきましては、今の学校徴収金に関する事務処理についても、原案どおり可決することに決定させていただきました。

それで、改めて議案第7号に戻させていただきます。議案第7号については、原案どおり可決することよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第7号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第8号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況と点検及び評価について

○澤委員長 続きまして、議案第8号、港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況と点検及び評価について、山本参事、よろしくをお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは、教育委員会議案資料第3番目でございます。議案第8号、港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況と点検及び評価についてでございます。

これにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、今年の4月1日からの施行となっております。この中で、教育委員会が実施する各事業についても、教育委員会事務局が自己点検、評価をするという規定がございます。これにのっとりまして実施要綱を制定するものでございます。

まず、目的の1でございます。この要綱につきましては、法改正された法律の第27条の規定に基づきまして、教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条、点検及び評価の対象につきましては、「基本計画」及び「教育振興プラン」並びに「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要な課題とするものでございます。

点検及び評価の実施につきましては、教育委員会は毎年度、点検及び評価を実施いたします。評価に当たっては、教育に関して学識経験を有する者を評価委員として、その知見の活用を図る。法の要請では1名以上という規定がございます。

報告につきましては、教育委員会が点検及び評価の結果につきましては報告書を作成し、港区議会に報告し、同時に区民に公表する、こういう責務を負うものでございます。

この要綱につきましては、本日決定していただければ、本日から施行したいと考えております。

この点検及び評価につきましては、昨年4月から法改正で施行されておりますけれども、東京都の方からこの2月に連絡がございまして、平成20年度中の事務事業を、平成20年度中に前年度分の事務事業について、点検、評価をしてほしいという要請がございました。これに基づきまして、各区が一斉に動いたという経過がございます。

平成20年度は、平成19年度の事務事業の評価が対象になりますので、主要な施策につきましては、基本計画に計上されております6事業を中心に評価表をつくりたいと思っております。

それから、評価に当たって、外部委員として1名有識者の活用という規定がございますけれども、学芸大学の佐藤教授に現在お願いをしているところでございます。

2ページ目、参考資料の表をご覧いただきたいと思っております。評価年度は平成19年度ということでつくられております。(1)、(2)、(3)と三つに分かれておりまして、(1)は主要施策についてその目的、内容、進捗状況、効果・成果、これは数値を記入していきたいと考えています。これにつきましては、教育委員会事務局の各所管課が記入をいたします。

(2)の評価につきましては、総合評価と問題点というところについて、評価の視点、そして評価の結果、問題点につきましては、外部評価委員の方にご意見をいただき、問題点を指摘していただいたものを記載します。

これを受けて、教育委員会にご出席をいただきまして説明をいただく。その結果をあわせて(3)の今後の方向性の欄におきましては、教育委員会でこれを記載すると、そのような流れになっております。

これらにつきまして、6事業分のこの点検評価表が作成されます。

以上でございます。

○澤委員長 教育委員会の自己評価の実施要綱につきまして、今、山本参事から説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 この件は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって、教育の委員会における教育の実務についてという管理のところに関するということなのですが、一般行政についてはこういうことはもう既になされているのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 区長部局、教育委員会も含めてこれまでは事務事業評価という形で、各個別の事業一つ一つにつきまして、所管課がその効果、手段等については検証するという作業を長年やってまいりました。ここ2年から3年間の間は、この事務事業評価を政策評価にバージョン

アップするという段階に至っておるところでございますけれども、区役所・支所改革等で大きく事務事業の所管が変わっていくというまだ段階でございますので、現在、その事務事業評価がストップしております。

また、政策評価についても、まだ準備が整っていないという状態でございますので、本来であればその事務事業評価があれば、それをもって代えるということは可能なのですが、それができないために新たに票を作成したという事情でございます。

○小島委員 この場合の点検評価の対象なのですが、教育委員会の事務全てにわたって点検評価しろということになると、膨大な事務量、仕事量になると思うのですが、これは教育委員会の特に大事な事務事業に限ってと決められることはできるわけですか。

○庶務課長事務取扱 参事 そのとおりでございます。法の第27条では、その権限に属する事務という言い方をされておりますので、全てというような理解はされるのですが、膨大になります。また、初年度ということもありまして、東京都の方とも調整をとりますけれども、主要施策、事業という形で初年度は整理いたします。

○小島委員 その点検は委員会事務局の各課がやるということですよ。

○庶務課長事務取扱 参事 そのとおりでございます。

○小島委員 その評価は教育の知見のある方、知見を活用することなのですが、今、佐藤先生というお話でしたが、これはお一人でやるのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 今年度は1名という形で、お一人の方をお願いをしたいと思います。ただ、21年度につきましては2名を予定しております。

○小島委員 評価はかなり大事なもので、1人の先生に全てやっていただくというのもなかなかきつい作業かなという気がします。今後、ふやす予定はあるということですか。

○庶務課長事務取扱 参事 はい。

○澤委員長 ほかに何か。

○小島委員 教育委員会で、その評価を受けたことについて、検討するという流れになってくるわけですか。

○庶務課長事務取扱 参事 この評価の結果を踏まえまして、今後の方向性をこの教育委員会の中で議論していただくことになると思います。

○小島委員 わかりました。

○澤委員長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。確かに小島委員が言われているように結構大変な作業にはなると思うのです。時代の流れでどこでも確かに点検とか自己評価ということで、大学でも管理が厳しくなってきました。

○澤委員長 それでは、議案第8号について、原案どおり可決することよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、議案第8号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第9号 港区立図書館条例施行規則の一部改正について

○澤委員長 審議事項の最後でございますけれども議案第9号、港区立図書館条例施行規則の一部改正につきまして、森課長、よろしくをお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

3枚目、新旧対照表をご覧くださいと思います。館外利用の数量及び期間の規定で、デジタルビデオディスクでございます。今回、現行1タイトル以内という貸し出しの数でございましたけれども、今年度、所蔵数をふやしてまいりましたことで、タイトル増、タイトルを2タイトルまで貸し出しできるように増加したいという内容でございます。

今後、ビデオテープ等、使用回数によってはだんだんすり切れたりということの対応がありますので、区民サービスのためにもビデオディスク、DVDと呼ばれるものですが、そちらの方に移行することも必要かと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただければと思います。

○澤委員長 世の中のメディアの進歩の流れで、DVDがだんだん主流といたしますか、多くなってきました。それで2タイトルを貸し出すようにしたいということで、今、森課長から説明がありました。よろしゅうございますか。区民の皆さんにとっては非常に便利なことです。

○教育長 これの周知方法についてはどのように考えていますか。

○図書・文化財課長 現在、3月11日号の広報「みなと」におきまして、全ての図書館サービスについて周知をする予定でございます。それと、新年度から月曜開館も図書館はいたしますので、図書館特集号という形のものをご用意いたしまして、これが全てのサービスだと。

○教育長 できれば図書館の利用は区内の方ばかりではないので、図書館あるいは教育委員会のホームページに、そういうトピックスは乗せてあげた方がいいと思うのです。

○図書・文化財課長 そのように準備したいと思います。

○澤委員長 ホームページは、結構金がかかっているのしょうから大いに活用したいと思います。

○南條委員 ケーブルみなとも入りますか。

○澤委員長 ケーブルみななどの広報。

○図書・文化財課長 ケーブルみななどの広報は、今、まだこちらからは依頼していませんので、そちらの方も順次検討したいと思います。

○澤委員長 それでは、教育長及び皆さんが言われたように、広報のところはよろしく願いいたします。

採決でよろしゅうございますか。

議案第9号につきまして、原案どおり可決することよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第9号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここでまことに恐縮なのですけれども、最初にご審議いただいた一般職員の方の人事異動について承認いただきましたけれども、これから内示等の調節に入りますので、一たんここで休憩にします。

○庶務課長事務取扱 参事 おおむね10分程度休憩をとらせていただければ、うちの方に内示をさせていただきたいと思います。

○澤委員長 ぜひとも異動される方にはお礼を言っておいてください。いろいろご尽力いただいて。それでは、まことに恐縮ですけれども11時まで休憩ということで、11時開始ということにいたします。よろしくお願いします。

第2 教育長報告事項

1 新教育センターの整備検討状況について

○澤委員長 では、次長は会議で、森課長はまだ戻っておりませんが、時間も過ぎましたので、日程第2の教育長報告事項に入ります。

まず、新教育センターの整備検討状況につきまして、参事、よろしくお願いいたします。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 それでは、お手元の教育委員会資料の1をご覧くださいと思います。新教育センターの整備検討状況についてでございます。

これまでの経過ということで、平成19年度、19年6月に財務省から、気象庁の移転の方針が示されまして、その用地として旧鞆絵小学校の用地が充てられたものでございます。

その後、平成19年10月に関係機関から委員を出していただきまして、整備基本計画の検討委員会というのを立ち上げました。これは平成19年11月から平成20年3月まで継続しまして、この中で整備基本計画というものを策定したものです。

委員の構成としましては、全体として12名、財務省の関東財務局、それから東京都の財務局、それから区関係の部局から6名、これ以外にも国交省から1名、気象庁からも1名という形で関係者が入っております。6回開会をしまして、基本計画を策定したものでございます。

これにつきましては、3月に教育委員会並びに区民文教常任委員会に報告したところです。

平成20年度につきましては、昨年の4月から「虎ノ門用地の整備基本計画報告書」をもとに、関係機関による作業部会を設置しまして、種々検討してきたところでございます。

この2月まではスタッキング案と申しまして、何階にどういう機能あるいは部屋が入るのか、この部屋とこの部屋は必ず、あるいはこの機能とこの機能は必ず同じフロアにしてほしいとか、この機能とこの機能は必ずフロアを分離してほしいとか、こういう要望を受けて案という形であらあらものをまとめるものです。ワンフロアが大体何㎡と決まっていますから、その中にうまく入るか、入らないか。入るけれども、あるフロアは非常に余裕がある、あるフロアは非常にきちきちだと、こういういろいろな案をつくる作業をスタッキング案の作成ということで位置づけて検討してまいりました。

それから、当該地域の地区計画等も含めた整備手法について協議・検討してまいりました。これは財務省の関東財務局、それから国交省の関東地方整備局、そして気象庁、港区という形で入っておりますので、全体として担当者クラスまで入っていた者が40名ぐらい、各回につきまして大体20数名参加をして会議をしてまいりました。3週間に1回ということですので、本年もう13回開いております。

この虎ノ門の複合施設の整備の方向でございますけれども、所在地は港区の虎ノ門三丁目ということで、旧鞆絵小学校跡地になります。敷地面積は約5,881㎡、用途地域・容積率につきましては、これは商業地域で500%というのが通常の概要でございます。

建物につきましては、これは合築になりますので、所有形態は港区と国との間の区分所有という形になります。全体の床面積につきましては、3万9,000㎡で、このうちの区の所有床面積が5,000㎡ということになっております。

3万9,000㎡でございますので、34対5とお考えをいただきたいと思っております。気象庁が3万4,000㎡、区が5,000㎡、合計で3万9,000㎡は全体の面積になります。

共有部分の床面積につきましても34対5という比率の中で、限りなくこれに近い形での面積配分という形になります。

入居予定の官公署につきましては、港区立教育センターと気象庁になります。

建物は地上13階、地下3階を想定しています。そのうちの地上1階から3階と、地下1階の部分に港区立教育センターが入居する予定でございます。

機能としましては、相談センター機能、それからカリキュラムセンター機能で、基本計画書に記載された内容のとおりでございます。

裏面ですけれども、体験学習センターも同様でございます。この中で新しく科学分野の学習の充実ということで、プラネタリウムを設置する予定がございます。また、常設展示ということで、気象庁の気象観察と連動した形の企画等をこれからまとめていきます。また、理科実験室等も整備してまいります。

さらに、適応指導教室ということで、不登校児童を対象としたつばさ教室を整備してまいります。そのほか、教員用の研修室、会議室、事務室、機材室等を整備してまいります。

整備の事業方法、(5)でございます。これはPFI事業という形で、民間の資金の活用によって公共施設等の整備を行うという事業で進めてまいります。設計、建築、それから建築後の10年間程度の施設の維持管理等につきましては民間資金で整備をしております。

ただ、前記(4)に記載する体験学習センター機能のうちのプラネタリウムと常設展示コーナーにつきましては、PFI事業で整備をするのではなくて、区の独自の考え方、アイデアを生かしていきたいというものがございますので、PFI事業から外して、これに含めず区の単独事業、業務委託という形で整備をしていきたいと考えております。

さらに、今後の予定でございますけれども、平成21年3月の下旬、今月の終わりになりますけれども、区民文教常任委員会に同様の資料で報告した後に、気象庁と教育センターの整備等につきまして、国と区の間で覚書を締結する予定がございます。この覚書というのは、教育センターの施設については、国の方に事業をお願いする、委託をするという形の協議内容になります。これに基づいて7月ごろに国と契約を結ぶ予定でございます。

また、PFIの流れとしましては、本年7月の下旬に事業者の募集をする予定です。12月には事業者を選定し、入札者を決定します。来年の2月には事業契約を締結し、事業の着手に入っております。この中身としましては、基本設計、実施設計、施工と、一連のものにつきまして選定し

た事業者が進めてまいります。

平成25年9月末に建物が完成し引き渡される予定でございます。また、25年の終わりから35年の終わりにかけましては、10年間、建物全体の維持管理・運営につきましては、指定管理者ということでもって、そのPFI事業者に対しまして委託をしていくという形でもって、事業の終了年度は36年3月までを予定しております。

区施設の設置計画につきましては、先ほど申し上げましたとおりプラネタリウムと常設展示コーナーにつきましては、これは外す予定でございますので、22年度に基本計画の策定をする予定でございます。また、23年度以降につきましては、PFIの事業者と連携をしながら、プラネタリウムと展示コーナーにつきましてはの基本設計、実施設計、設置作業の連携を図ってまいります。同様に、25年9月に製作が完了する予定でございます。

次の資料で、新教育センターの平面図のモデルプランというのがございます。これをお開きいただきたいと思っております。

まず1ページ目、これは地下1階でございますけれども、地下1階のところに、ちょっと中央より上の部分でございますけれども、ちょっとベージュがかかったところがございます。ここに、まず左上の方にカリキュラム資料開発室、専門図書・メディアコーナー、その下側に研修・会議室等々ございます。この部分が教育センターの事務室並びに会議室の部分になります。真ん中のエレベーター以降、下の方につきましては気象庁の施設ということでもって、食堂、書店、売店が入ります。また、中央監視・防災センターも入る予定です。

次のページは1階の平面図になります。右側はエントランスホールになっておりまして、入って右側に多目的視聴覚ホール、これはプラネタリウムに相当します。左側は常設展示コーナー・多目的体験ホール、こちらが港区の施設になります。また、入ったすぐ右側に気象科学館79㎡と、右奥の方に気象科学館422㎡がございます。これは気象庁の施設になります。

現在、気象庁と連絡をとっておりまして、その気象科学館と常設展示コーナーにつきましてもコンセプトをそろえまして、同じようなものではなくて、ちょっとベクトルが違う中で、相互に連携が図られるような企画内容をつくっていきたくて考えております。

次のページは2階の平面図になります。これは右上は吹き抜けで多目的視聴覚ホール、プラネタリウムのその上部になります。これから右側の方につきましては、電気関係の部屋が578㎡入ります。左上の方には、気象庁の講堂ということで、気象庁はいろいろな講演会とか、事業で活用する際にこの場所を使うことになっております。計画段階ですけれども、気象庁が使わないときは、区の方でも使えればと、今、話をしているところです。

次のページは4ページ目で、これは3階の平面図でございます。これはつばさ教室になります。子どもたちが利用するような体育館が右下に151㎡ございます。受付の事務室、それから工作室等々整備をしております。また、上部の方につきましては、これは気象庁の記者クラブ、記者会見室、広報室等が入ります。また、お天気相談所もこのフロアに入ります。

こういう考え方をまとめる作業をスタッキング案の作成と申し上げます。

以上でございます。

○澤委員長 新教育センターの整備検討状況につきまして、今、山本参事から説明をもらいましたが、何かございますか。だいぶ具体的なイメージが出てきました。

○南條委員 教育センターの職員が使うのはあそこになるのですか、最初の方に。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 教育センターの職員につきましては、3階部分に事務室がございませぬ。

○南條委員 研修会議室の150㎡の。カリキュラム資料開発室、専門図書・メディアコーナー、研修・会議室。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 失礼しました。教育センターの職員でございませぬか。

○南條委員 ええ。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 職員につきましては3階。

○南條委員 3階ね。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 3階のちょうど中央のエレベーター右側に受付事務室というのが、こちらになります。

○南條委員 ここは受付と事務所と書いてある。その隣の食堂兼談話室というのも、これは港区のあれでよろしいのですか。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 そうです。

○南條委員 専用なわけで。

○澤委員長 この区の常設展示コーナーというのは区の所有になるのですね、この1階の下側というのは。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 これは区の所有でございませぬ。

○澤委員長 これの内容は、先ほど気象庁の気象科学館と連携しながらという話がありましたけれども、これから詰めていく形ですか。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 これから21年度に向けて詰めてまいります。

○澤委員長 この辺はプラネタリウムとも連動して、魅力のある新しい案ですね。

○南條委員 2階に関しましては、講堂が一応使わせていただけるということで、あとはほとんど機械室で使いようがないのですよね、港区としては。

○教育政策担当課長事務取扱 参事 ご指摘のとおり2階の構造につきましては、気象庁が講演会とか気象に関する何かの事業をする際の気象庁の施設でございませぬけれども、これは区の施設ではございませぬ。ただ、気象庁も1年間を通して使うわけではありませぬので、区の方で教育センターを使って何か大きなイベントをやる、事業をやる、その際には、場合によっては使わせていただきたいということでございませぬ。

○南條委員 ちなみに400㎡というのは大体どのぐらい収容できるのですか。

○澤委員長 どのぐらいになりますかね、野澤課長から何か。

○学校施設計画担当課長 この庁舎の北半分あるいは南半分がざっと500㎡とお考えください。

○南條委員 半分ですか。

○澤委員長 その向こうまで。

○**学校施設計画担当課長** 例えば南側の教育委員会のフロア全部を入れると大体500㎡、その8割ぐらい。結構大きいです。庁舎の9階のあの大会議室よりは大きいです、こちらのプラネタリウム方が。

○**澤委員長** ありがとうございます。だんだん何かわくわくしてきます。よろしゅうございますか。

○**南條委員** 研究室は決まってしまうのだけど。

○**半田委員** スタッキング案でいろいろレイアウトをお決めになったということで、とても工夫されていると思います。例えば同じフロアにこれとこれは組み合わせると相乗効果があるということを考えていろいろレイアウトされたと思うのですが、例えば3階の記者クラブとか、気象相談と、あと、つばさ教室のスペースを同じフロアにしたというのが、ちょっと不思議というか、特別な意味があるのかなと思ったので質問させていただきます。

○**教育政策担当課長事務取扱 参事** まず、つばさ教室については、一つの固まりという形の機能をワンフロアに集約する、それと別に出入り口を設けるということで、一般の1階の正面からのエントランスホールから入るのではなくて、裏口というわけではないのですが、裏の方に別につばさ教室専用のエレベーターをつけていただきました。こういう形で3階に回す、当初は地下という意見もあったのですが、3階に設置せざるを得ませんでした。こういうふうにごここでなければいけないという施設を配置していくと、最終的に残りのスペースにある意味、どのフロアでも機能できるような施設を整備していく、そういう案の中でうまくワンフロアにおさまるという結果で、このような形になっているわけで、最初から記者クラブというわけではございません。

ただ、いわゆる記者が集まる施設と、つばさ教室というのは性格が違いますものですから、真ん中にある程度セキュリティーゲートというものがございますけれども、ここについては往来ができない形で工夫はしております。

○**学校施設計画担当課長** ちょっと補足しますけれども、この図面で青いところと、それから黄色、オレンジの部分とは基本的に行き来ができないようになっています。それですから、エレベーターを高層棟に向かう気象庁の青い部分にあるエレベーターは6基ついていますけれども、このエレベーターを使って区側には入ってこれない。逆に、受付事務室②という前にエレベーターが2基小さいのがありますけれども、教育センター側はこちらを使いますので、こちらを使うと、今度逆に青い方には行けないという形になります。

避難上の問題がありまして、避難時はドアが開くような仕掛けにはなっているのですが、一般的には防火扉みたいなもので閉じて壁状になっていますので、行き来もできないし、基本的にはここは造り込みに寄りますが、相手が青い方に誰がいるのかも見えないし、青い方からオレンジ側に誰がいるのかも見えないという形になっています。それぞれそのゲートを通すには、三角のマークが図面にあると思うのですが、その凡例で図面の右上に気象庁（国家公務員カード）、港区（Felicaカード）と書いてあると思うのですが、緑のところはその緑のカードを持っていないと入れない。逆に赤いところは、赤いカードを持っていないと入れないという形になっています。

ただ、トイレに行ったり何なりというのはちょっと出てきてしまいますので、そういった場合に、

緑と赤が相互乗り入れする出入り口はどこかというのを、カードをどうするかとか、オペレーションについては細かくいろいろ文章の方で記載して、設計のときに留意してくださいねという言い方をしていますが、基本的には行き来ができないという形になっています。

それで、ここの階は便所が二つあるのですね、青いゾーンの便所とオレンジ、黄色側の便所、ちょっと白抜きになっています。見た目は同じフロアですが。

○澤委員長 このワンフロアというのは、完全にほとんど遮断されている。

○学校施設設計画担当課長 ええ、原則として行き来はできないという形になっています。

○澤委員長 地下よりはいいですね。

○教育長 その今の言っているところ、いいですか。地下1階のそのところの部分の白抜きになっている工作室・実験室164、それから受付事務室（研修対応＋展示事務）41、これがだから白抜きではなくて、本当はこの肌色というかオレンジというか。

○学校施設設計画担当課長 濃くなっているのですが、色がちょっと飛んでしまっております。

○教育長 飛んでしまっているの、これ。真っ白になってしまっている。だから、ここも港区側と理解してもいいのですよね。

○澤委員長 164㎡、実験室・工作室。

○教育長 これも実験室・工作室の164と、受付・事務室（研修対応＋展示事務）が41と、ここもそうだということでもいいですね。

○学校施設設計画担当課長 そうです。こちらが1階から公共、黄色は公共ゾーンというか共有ゾーン。

○教育長 共有ゾーンだよ。

○学校施設設計画担当課長 共有ゾーンを通過して実験・工作室に入るという想定で行っていますので、カリキュラムセンター側から行く場合には、セキュリティーゲートを通さないといけないということになります。

ここは先ほど申し上げた点でして、どちらのカードが入って、どっちが出るというのをオペレーションで調整しなければいけない部分です。子どもたちの動線としては、このカリキュラムセンターの方に入ってきませんので、黄色い共有部分を使って1階から地下の実験・工作室に向かう、あるいはそこから行けるという形になります。

○澤委員長 ほかに何かございますか、よろしいですか。

(はい)

2 インフルエンザ様疾患等による臨時休業等報告について

○澤委員長 それでは、報告事項の2番目ですけれども、インフルエンザ様疾患等による臨時休業等報告について、学務課長、よろしくをお願いします。

○学務課長 インフルエンザ様疾患等による臨時休業等報告でございます。資料ナンバー2になっております。

今年度のインフルエンザを初めとする病気のために学級閉鎖等を行った学校がありましたので、

ご報告差し上げます。

インフルエンザ様も含むですが、インフルエンザによる臨時休業は青南小学校の第2学年、ここは学年全体で閉鎖ということで、2月6日の学年閉鎖を行っております。

インフルエンザの発生状況は記載のとおりです。

筈小学校でも同じように学級閉鎖、ここはクラスによって学級閉鎖した日時が変わっておりますが、2年2組が最初に学級閉鎖を行い、3年1組がその後、学級閉鎖を行っております。

次に、2番目の感染性胃腸炎様疾患による臨時休業等、これは六本木中で発生しております、おなかに来る風邪ということでございます。その関係で、3年1組、2組でまず1月21日に早退、給食が終わった後に下校措置をしております。その後、やはりまだおさまり切れないということで、22日から23日、始業時間の繰り下げ、10時半から、3時限目からの授業開始という措置をとっております。これは2日間とられ、合計3日間、六本木中では臨時休業等実施しているという状況でございます。

下の表はそれを集計したものでございます。学校数プラス延べ日数について集計を行ったものでございます。

以上でございます。

○澤委員長 インフルエンザ様疾患等、それから感染性胃腸炎様疾患による臨時休業等につきまして、学務課長から説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 2番目の感染性胃腸炎による臨時休業というのは今までありましたか。

○学務課長 ここ二、三年ではないと思います。毎年、冬になるとノロウィルスの発生とかいろいろ発生しています。ノロではなかったのですが、毎年冬になると、やはりおなかに来る風邪が発生はしているのですが、これほど学級全体に広がるというのは、ここ二、三年初めてではないでしょうか。

○澤委員長 でも、これだけ生徒がまとまってかかってしまったのですね。

○学務課長 そうです。一応3年生であったことから、受験もありますので、そこら辺も考えての措置だと思います。

○澤委員長 そうですね、非常に微妙な時期ですね、1月21日は。今年はインフルエンザが何か随分はやるような話がありましたけれども、その割にはまあまあですか。

○学務課長 今のところ、報告が上がってきているインフルエンザ様の疾患数としましては、小・中合わせて145件です。これは例年並みでございます。

○澤委員長 よろしゅうございますか。今、話がありましたように中学3年の受験もほとんど無事、無事かどうかは生徒によって違うのかもしれませんが、終わったように聞いております。都立校も大体決まって、今週の月曜日に都立の二次があったと思います。

3 生涯学習推進課の2月事業実績と3月事業予定について

4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長 それでは、報告事項の3番目ですけれども、生涯学習推進課の2月事業実績と3月の

事業予定です。基本的には資料の配布をもって報告とさせていただきますけれども、特に佐藤課長、何か報告いただくものはありますか。

○生涯学習推進課長 例月の実績、それから予定になってございます。こちらの表を見ていただければ、地域スポーツ教室となつてございます。

○澤委員長 放課GO→とも順調に運営されているということですかね。

○生涯学習推進課長 資料4の関係でございます。こちらが放課GO→の児童数一覧になってございます。

また、現在、放課GO→、順調にやっておりますが、さらに来年度ですか、21年4月からの学童をつけたところの申し込みが今、徐々に来てございます。利用がかなりゼロというようなところも12近く登録がございまして、21年度からはそこに数字が入ってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○澤委員長 次の4番の各事業別利用状況についても、一緒に何かご質問等ありますか。特によろしいですかね。

5 図書館・郷土資料館の2月行事実績と3月行事予定について

○澤委員長 それでは、3と4を報告もらったということで、5番目でございます。図書館・郷土資料館の2月行事実績と3月行事予定、これにつきましても同じく資料の配布をもって報告とさせていただきますけれども、森課長、先ほどの件も含めて報告等、よろしくお願ひします。

○図書・文化財課長 こちらの実績等につきましては特にご報告するところはございません。ただ5ページ目に全体の資料がございまして、一番右の方の縦長の表の台場区民センターのところですが、蔵書のところで人数を加えさせていただいております。3月1日からサービスとしては実施しておりますが、2月実績のところ蔵書の数だけは入れさせていただいておりますので、そこだけご了承ください。

○澤委員長 これは連携のものですね。

○図書・文化財課長 連携の制度です。ですから、3月から利用集計とか予約数とか、そちらの方の実績も記入させていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、冒頭、委員長からお話がありました文化財ウィークの表彰の件につきまして、簡単にご報告を申し上げます。

東京文化財ウィーク2008という事業が11月の、去年11月にありまして、港区としては、教育委員会といたしましては、文化財保護条例施行30周年記念といたしまして、「悠久の旅人Ⅲ」という事業をさせていただきます、これまでに指定した文化財の実録をつくり公表してきたということでございます。

それと同時に、ちょうどプリンスタワーの向かいにあります妙定院という、増上寺の別院になっておりますお寺の方で、国の登録文化財である土蔵と、修復した絵を公開すると、そういうのを合わせまして、港区指定の文化財も公開していただきました。

それで東京都知事賞というのをいただきまして、これは全623事業のうちの1番の賞というこ

とで、妙定寺と港区教育委員会が表彰されたということでございます。特に文化財ウィークの推進委員の方から、所有者と行政がタイアップして事業を、普及啓発事業をされているということに対して、非常に高い評価をいただいたということでございます。

特に妙定院につきましては、土蔵の中にしまっていた物を公開したということで、その中、土蔵の中でも展示をいたしておりましたけれども、ふだん目につかない暗い土蔵の中をうまくライトアップしまして、非常に展示の方もすぐれていたということであります。

また、来年度以降もぜひこういったことで行くように、文化財課としても頑張っていきたいと思っておりますので、ご報告まで、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 今、森課長からの説明のように高く評価委員の方から評価されて、それで特にウォーキング協会の会長さんの村山さんから、このネーミングがいいと言うわけです。「悠久の旅人」という、これが何かすごくロマンというか、何かかき立てるような、そういう名称もよかったという印象を伺わせていただきました。非常にありがたい名誉あることだと思います。

何かございますか。東京都がこんな一生懸命やっている。こんな立派な冊子をつくって。

○半田委員 この公開は11月で終わってしまったのですよね。

○澤委員長 ええ、また今年。

○半田委員 またやる。

○澤委員長 今から準備するのでこれも結構大変なのだと、東京都の担当の方が言われていました。特にウォーキングの会長さん、本当は趣味なのが、会長になって、それが本業みたいなのですが、ウォーキングとは言っても各地域の歴史を見直すような、そういうウォーキングをしたいといわれていました。1, 000いくつあるといいますかね、市町村。つい、歴史的な物だと、京都とかみんなそう思ってしまう。だけど、東京は東京、各地域がいい物を持っているはずだ。それを見直すような、そういうことをウォーキングの中に取り入れていきたいと、ああ、なるほどと思いました。

だから、教育の港区と言っても、港区の魅力も、港区が持っているそういう文化財をもっと掘り起こして、区民の人に知ってもらう。港区はミッドタウンとかサカスとか、ああいうものだけではなくて、そういう歴史もいい物を持っている。そういうものが大事なのかなと、改めて私もそんな印象を持って、昨日、教育長の代理で行かせていただきました。

では、よろしゅうございますか。

○南條委員 1点だけ。6ページの郷土資料館の実績表なのですが、小学校3年生の社会見学であるのですが、これは時期的に今この時期に集中するのですか、今回よく集中していると聞いておりますが、ここら辺が集中しているということで。

○澤委員長 意外とね、1校か2校はありますけれども、2月に御田、港南、麻布、三光です。

○南條委員 さわれる展示室というのをもうちょっとバージョンアップできないのですか。

○図書・文化財課長 いろいろ出土物とかそういう物を整理いたしまして、また今、クジラの骨格とかありますけれども、バージョンアップできるように努力していきたいと思っております。

○南條委員 あと生活文化みたいなものも、それももうちょっとそろっているといいかなと思うの

です。

○**図書・文化財課長** 去年ちょうど東京タワー50周年とかけまして、いろいろ昭和の初期の物を、いろいろな品物をご寄附を大量にいただいております、昔のミシンですとか、アイロンですとか。ですから、そういうのもまた整理いたしまして、またいずれそういう展示もしていきたいと考えております。

○**南條委員** お願いいたします。

○**澤委員長** きのうも、評価委員会の委員長が植木さん、元文化庁の長官の方が委員長で、この方がやっている内容も近代のそういう建造物とか、近代の物が貴重な文化財だということです。特に小机さんのところ、もう一つの教育委員会賞の邸宅もそうですが、もっと近代の物を大事にしていかなければいけないと言われていました。それを聞いたら、中央郵便局のことを思い出してしまっ。それは余談です。

○**小島委員** 近代というのは明治。

○**澤委員長** 明治以降ですね。それでは、森課長、この学芸員の方に、よろしくお伝えください。

6 3月指導室事業予定について

○**澤委員長** それでは、報告事項の6番目です。3月指導室事業予定につきまして、これも資料の配布をもって報告とさせていただきますけれども、特に加藤室長、何かございますか、ご説明いただくもの。

○**指導室長** 全体です。指導室事業ということではありませんが、下3、三つ、いよいよ来週から幼稚園、中・小学校の終了式、卒業式が実施されます。教育委員の先生方にはお忙しい中、お祝いの言葉ということでよろしくお祝いしたいと思います。

以上です。

○**澤委員長** そう言われてみれば、いよいよ学校教育としてはけじめの修了式、卒業式が来週、再来週にかけてあります。よろしくお祈りします。

特に何かございますか。

○**小島委員** 3日の生活指導審議会で、警察からの連絡事項と携帯電話の取り扱いについて、簡単で結構ですのでどんな内容の連絡事項と、携帯電話についてどんな話があったのか、わかれば。

○**指導室長** 具体的に警察からの連絡事項については、後ほどお渡ししますが、港区の方でインターネット、携帯電話に係るトラブルから子どもたちを守りましょうということで、保護者向けのリーフレットを作成させていただきました。

ここには港区の姿勢として、原則として学校に携帯電話を持ち込まないように指導していく、それから情報モラル教育に取り組んでいくこと、積極的に学校公開日やセーフティー教室の開催日にそういった有害サイトの情報について、警察や関係の職員を招いてやっていますよという話、ネット被害については組織的な対応をしているというアピールです。また、その下には「子どもによかれと思って買い与えた携帯電話は、子どもに危険をもたらします、子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任としてルールをつくり、規制をかけるようお願いいたします」と教育委員会と

してのメッセージを入れさせていただきました。こんな話をすると同時に、学校からそれぞれの携帯電話の扱いについて情報交換をした会でもございました。

○南條委員 関連してよろしいでしょうか。先日、御成門地区委員会で研修会をやりまして、その携帯に関しまして、その講師の方がNPOの方なのですが、かなり突っ込んだ内容の話で、記録がだめで、部外秘の内容だったのです。そこで、御成門の小・中の内容も出ていたのです。

それを見て、親がびっくりしたということですが、それ以外に、携帯以外に今、ゲーム機が、インターネットにつながってしまうのです。それも実際にその場でやって見せて、ですからゲーム機もあなどれない、そういう時代になっています。無線でやるでしょう、今。

○教育長 オンラインで。

○南條委員 オンラインと言うのですか、全然わからないのですが、それをやっているとつながってしまうのです。ですから、ゲーム機も気をつけないと、そういうものが、もう私たちも全然わからないところで、子どもたちはどんどん進んでいますから、だから今後、頭に入れて対応していかないとちょっと心配ですよ、携帯だけにとらわれてしまうといけないですよ。もちろんパソコンもそうなのですが、今度はゲーム機がこれに加わってくるという、そういう時代に入ってきたというのを実感しました。私たちも勉強しなければいけないのかなと思っています。

○澤委員長 そうですね、やたらにろくでもない情報が入ってくるような時代です。昔は自分が探さないと、ろくでもない情報は入ってこなかったのですが。

ほかによろしゅうございますか。特に、よろしいですか。

「閉 会」

○澤委員長 それでは以上をもって閉会といたします。次回は3月24日水曜日午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。どうも今日はありがとうございました。

(11時56分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 南條 弘至